

## 保険料の納付方法

### 普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 1日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 2月 28日	来年 4月 1日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

### 特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

#### ◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

#### ◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

納期限	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
	7月 31日	8月 31日	10月 1日				

#### 特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

## 国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「平成30年度(平成29年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得

が不明ということで、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

## 納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届け出印)を持参の上、お申し込みください。

なお、申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

## 効果的な保健事業を実施します

津市国民健康保険に加入の皆さんの健康寿命の延伸と医療費適正化を目指し、津市第2期国民健康保険保健事業実施計画・津市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しました。今年度から2023年度まではこれらの計画に基づき、予防可能な疾患を見極め、効果的・効率的に保健事業を実施します。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

HP 津市 特定健康診査・特定保健指導 |

## お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、あなたが使っている薬を記録するための手帳ですので、医療機関や薬局に必ず持って行きましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。

### お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 副作用歴、アレルギー、過去の病気などが明確に伝えられる
- 災害時などにいつもの薬が分かる など



津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

## 特定健康診査の受診を

対象者には、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。自分の健康管理のため、ぜひ受診しましょう。なお、7月から訪問や電話(津市が委託する事業者から)で特定健診の案内と受診の呼び掛けを行いますのでご理解ください。

健康診査の内容など詳しくは、受診券に同封の案内または広報津6月16日号と同時期に配布の「平成30年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎ 229-3317 FAX 229-5001